平成２２年（フ）第１３１号
長野県小諸市大字御影新田1952番地６
債務者　横田多津子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第４３号
石川県輪島市河井町17部２番地１メゾン瀬戸・１号室、従前の住所石川県輪島市河井町３部200番地１、従前の前住所岐阜市中鵜４丁目137番地２、従前の前々住所岐阜市南鵜７丁目40番地１フォーサイト南鵜101号室
債務者　森　　佐和
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午後３時
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第７５３号
静岡県浜松市西区湖東町1039番地の12　ＴＤ１－５号
債務者　佐々木　馨
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７５９号
静岡県湖西市新所原３丁目８番９号
債務者　小板橋尚子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９７０１号
大阪市東住吉区中野４丁目12番29―403号
ハイツ山忠
債務者　竹長　啓之
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０号
熊本県山鹿市新町403番地１
債務者　竹下　文康
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第２２０００号
東京都足立区栗原１丁目２－１―103
債務者　李　　允淑
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０２０号
神奈川県相模原市緑区大島2445―５
債務者　内田奈美子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０４０号
埼玉県さいたま市桜区栄和２丁目５―23
債務者　金子ユキ江（旧姓大高）
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１４９号
東京都中野区若宮３丁目36―10―301
債務者　渡邊　一雄
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７号
東京都目黒区祐天寺２丁目５－４―405
債務者　岩室　明香
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３１号
東京都青梅市野上町２丁目291番地の13ハイツ森田101
債務者　大村　　晃
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８５号
青森県つがる市森田町上相野若緑50番地　森田第２若緑団地７号
債務者　山谷　貴代
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
青森県五所川原市若葉２丁目３番12号
債務者　高橋美千代
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字川原地53番地６
債務者　石岡　　学
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係